

令和8年度 市・県民税申告相談日程

今年から受付・開始時間が変更になります!

◎申告相談期間 令和8年2月3日(火)～3月16日(月)

◎申告相談時間 【午前の部】午前9時～正午 (受付は午前11時まで)

【午後の部】午後1時～4時 (受付は午後3時まで)

※申告相談会場は

午前8時30分に開場します。

※行政区ごとに会場・日時を割り当てていますのでご確認のうえおいでください。

※指定日の来場者を優先する場合があります。

とき・ところ		行政 区
雄 勝 庁 舎	午前	【院内】下馬場、新馬場、桂川、常盤町、内町、御屋敷
	午後	【院内】横丁、田用橋、小沢、町後、松根、下中通、上中通、八丁、ぬくもりの里たてやま
	午前	【院内】荒町、山ノ田、長倉、落合、南沢、【秋ノ宮】浅萩、小沢、沢、漆沢、夜幅、中島、中央、川原、堰ノ口、真木
	午後	【秋ノ宮】下幅、山岸、城ノ内、野中、小渕ヶ沢、桑沢、薄久内、川連、役内
	午前	【秋ノ宮】川井、岳ノ下、磯、小杉山、湯端、湯ノ岱、上ワ野、殿上、畠、矢地ノ沢、【小野】東山、小町の里、上谷地、平成園
	午後	【小野】堺1・2、古戸、宮内、水口、大水口
	午前	【横堀】上寺沢、下寺沢、赤塚、愛宕町、白銀町、新地
	午後	【横堀】上旭町、下旭町、【小野】寺町、飯塚、十日町、三ツ村
	午前	【小野】中泊、御返事、平城、泉沢
	午後	※移動日のため午前ののみ受付となります。
稻 川 庁 舎	午前	【稻庭】禁1・2、本町1・2、中町1・2、新町
	午後	【稻庭】新城、鍛治屋布1・2、岩城、下川原、【三梨】樟木、堀
	午前	【三梨】新処、大沢、百目木、上宿、清水小屋、森田、上久保
	午後	【三梨】京政、宮田、羽童、飯田、やまほと園
	午前	【三梨】御嶽堂、下宿、国見、【川連】松橋1・2、山王新町、神明町、中央、縦小路、日吉1・2
	午後	【川連】西町、田中、田賀、東町1・2、横小路、中野1・2、上野、中久保
	午前	【川連】久保1～7、欠上り、麓1・2
	午後	【川連】野村1～3、川連、【駒形】仙道、佐野、健寿苑
	午前	【駒形】八面東、八面1～3、西川連
	午後	【駒形】上村、三又、大門、明戸、高村
皆 瀬 庁 舎	午前	【駒形】張山、両替、大倉
	午後	※移動日のため午前ののみ受付となります。
	午前	【稻庭】大谷、小沢、早坂、【皆瀬】藤倉、白沢
	午後	【皆瀬】菅生、沖ノ沢、落合、仏師ヶ沢、瀬野ヶ沢、シャイントビアみなせ、ケアハウス寿郷、ふれあいの里
	午前	【皆瀬】長石田、中ノ台、下生内、上生内、板戸、市野、羽場
	午後	【皆瀬】若畠、貝沼、皿小屋、小安、湯元、皆瀬更生園
	午前	【山田】新二井田、二井田、中学校通り、荻生田、松ノ木上丁・下丁、中川原一・二
	午後	【山田】深堀一区～三区、宮渕一区～三区
	午前	【山田】中屋敷、堂ヶ沢、六日町上・下、蓮台寺
	午後	【山田】川原、外堀上・下、坊中、中田
市 役 所 本 庁 舎	午前	【山田】新城、間木沢、八幡林、切畑上・下、石塚上区・下区、いさみが岡、ケアハウスいさみが岡
	午後	【山田】福島、山田団地第一・第二、土沢、田ノ沢、上ノ宿上・下、【三閑】寺沢下、新山田東・西、南台、寺沢中・上、川前、中宿
	午前	【三閑】泉町、閑口上・下、中荒町、上荒町、八幡、水上下・上、戸沢、本内、下閑住宅、下閑下、愛宕莊
	午後	【三閑】下閑中・上、上閑、浦町、東二ツ橋、西二ツ橋、新処、横上、道目木
	午前	【須川】酒蒔、須川、新木野、田畠中山
	午後	【須川】川口、麓、外ノ目、【高松】戸平、久根合、明戸、中屋敷、中村
	午前	【高松】中泊、宇留院内、上地、沼ノ沢、高野、坊ヶ沢、三途川、下の岱、下新田、上新田、泥湯
	午後	【幡野】柳田、柳田東・西、新田、京塚、金谷、上八幡
	午前	【幡野】下八幡、落合、上倉内、下倉内、上閑
	午後	【幡野】倉内東、倉内団地第一・第二、【岩崎】栄町、清影町、緑町、末広町
予 備 日	午前	【岩崎】茜町、松並表通り、松並寺通り、成沢上丁・下丁、山崎、松浦
	午後	【弁天】小中嶋、下二井田、上二井田、上角間、下角間、掻上
	午前	【弁天】学校通、森上、森下、森東、森合、内森合
	午後	【弁天】杉沢表第一・第二、横山、光陽台、戸石崎ニュータウン、杉沢裏第二
	午前	【弁天】杉沢裏第一、杉沢新所上・下、大島、祝田、【湯沢】大島第一
	午後	【湯沢】大島第二、外前森第一～第三、中の沢、桜通り、大工町第一～第三、前団、西大通り
	午前	【湯沢】古館、御嶽町第一・第二、湯の原、さつき町第一～第三、山谷第一～第三、岩の沢、サン・グリーンゆざわ、桃源郷
	午後	【湯沢】内前森第一～第三、浦町、平清水新町第一～第四、平清水第一～第四、元清水第一・第二
	午前	【湯沢】元清水第三、清水町第一、第二の一・第二の二、第三、第四の一・第四の二、第五、第六
	午後	【湯沢】清水町第七、第八、両神、愛光園
3月14日(土)	午前	【湯沢】中野町1～3、野口町、材木町第一・第二、南新町第一・第二、西新町第一のー・第一の二、第二
	午後	【湯沢】岡田、若葉町、愛宕町第六
3月13日(金)	午前	【湯沢】愛宕町第一～第五、愛宕町第一の一、平和町、愛宕新町、愛宕住宅、すみれ、さらさ湯沢
	午後	【湯沢】御園町第一・第二、吹張町第一～第三、新町、荒町、千石町第一、千石町北・中・南、上町、下町
3月12日(木)	予備日	事前予約制(平日来場が困難な方対象)※予約のない方は受付できません。
	予約期間	3月2日(月)～3月6日(金) 予約は下記電話番号まで。
3月11日(水)	午前	【湯沢】田町第一～第三、西田町第一～第四、内館町、大町、内原町、金池町、柳町第一・第二、北荒町、根小屋町
	午後	※午前ののみ受付となります。

◇所得税の還付申告は、税務署において1月から申告できます◇

【問い合わせ先】 湯沢市役所 税務課 市民税班 電話(直通) 0183-55-8094